東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　瀬戸口壯夫
東京地方裁判所判事に補する
東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて東京家庭裁判所判事に補する
東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる
立川簡易裁判所判事に補する
札幌地方裁判所判事補兼札幌家庭裁判所判事補・札幌簡易裁判所判事　佐野　尚也
東京地方裁判所判事補に補する
最高裁判所事務総局民事局付を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する（以上三月五日）

○定年退官
簡易裁判所判事松田和彦は二月二十六日限り定年退官
簡易裁判所判事中島武は二月二十一日限り定年退官
判事太田武聖は二月二十六日限り定年退官

叙位・叙勲

○叙位

（鳥取大学名誉教授）　田和　俊輔
従四位に叙する
従七位
正五位に叙する
行方　光行　平塚　俊三
藤井　榮治　山城　昭夫
従五位に叙する（各通）
小山　藤生　喜種　義幸
佐々木雄伍　富田　哲郎
西山　照清　福原　實
（大牟田市議会議員）　細川富士男　森川　重男
正六位に叙する（各通）
青木　忠一　鎌田　斌　川井田　繁
斉藤　康司　田所　慶二　廣川　富榮
藤岡　直臣　吉野　馨
従六位に叙する（各通）
宇野　斌　佐々木　登
（南足柄市公立学校長）　鈴木　秀和
長谷川昌治　濱野　嘉良
正七位に叙する（各通）（以上二月二日）

加藤　松男　新名　延行
野口　忠夫　町出　重彦
従五位に叙する（各通）
秋山　健　井上　哲　坪井　孝雄
佐藤　英男　山本　博男　栗田　明男
正六位に叙する（各通）
相澤　満雄　青野　裕之　今村　定人
小倉　健一　篠原　達雄　島本　春生
須田　匡一　高橋　敏夫　林　茂雄
御郷　英男　山城　昭男　山田　俊夫
渡辺　政雄
従六位に叙する（各通）
紀野　春成　久世善五郎
永谷　直通　松山　好孝
正七位に叙する（各通）　満田　國士
従七位に叙する（以上二月三日）
（大阪大学名誉教授）　片山　俊
文田　久雄
正四位に叙する（各通）
（帯広畜産大学名誉教授）　三好　俊三
従四位に叙する　正八位
（東京都杉並区議会議員）　青木　護
従五位に叙する（各通）　内村　惠
石川　敏夫　井上　譲
正八位　大泉　時男
木村　重民
椙山　眞三
正六位に叙する（各通）
岩城　秀二　岩渕　常男　上野　茂男
小野　徳定　小室　光藏　下里　勉
高島　和利　辻　誠一　中島　武好
新納　好信　古屋　文也　吉井　淳
従六位に叙する（各通）
大澤　彦司　齋藤　孝司
坪上　昭生　藤田　保弘
正七位に叙する（各通）
阿部　一人　佐藤　緑郎
従七位に叙する（各通）（以上二月四日）
関戸　知子　板東　正
正六位に叙する（各通）
濱谷　精二　平井　稔
従六位に叙する（各通）
志波　厚
正七位に叙する（各通）（以上二月五日）

正五位に叙する
従六位に叙する（以上二月七日）
（東京都杉並区議会議員）　和泉　三郎
従六位に叙する（二月八日）
清水　文雄　木幡　篤男
従七位に叙する（二月九日）
大野　八郎
従七位に叙する（二月十日）
高橋　子男
久保　敬三
正五位に叙する（二月十二日）

○叙勲

（大牟田市議会議員）　西山　照清
旭日双光章を授ける（二月二日）
岡村　一雄
旭日単光章を授ける（二月三日）
上野　茂男
（東京都杉並区議会議員）　大泉　時男
古屋　文也
旭日双光章を授ける（各通）　増田　廣士
旭日単光章を授ける（各通）（以上二月四日）　田和　俊輔
（鳥取大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける　藤井　榮治
福原　實　山城　昭夫
瑞宝小綬章を授ける（各通）　鎌田　斌　喜種　義幸
宇野　斌　佐々木　登　佐々木雄伍　鈴木　秀和
（南足柄市公立学校長）　平塚　俊三
田所　慶二　野見山芳恭
細川富士男　吉野　馨
瑞宝双光章を授ける（各通）　飯坂　鐵良
青木　忠一　松田　道延
岩瀬　昌行
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二日）　加藤　松男
瑞宝小綬章を授ける　井上　哲　小倉　健一
青野　裕之　坪井　孝雄
篠原　達雄
高橋　敏夫
瑞宝双光章を授ける（各通）　満田　國士
石坂　長年　甲斐　隆志
山城　昭男　山田　俊夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月三日）　三好　俊三
（帯広畜産大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける　青木　護　井上　譲　岩渕　常男
木村　重民　高島　和利
瑞宝双光章を授ける（各通）
阿部　一人　大澤　彦司　齋藤　孝司
佐藤　緑郎　坪上　昭生　山本　義一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月四日）
志波　厚　関戸　知子　平井　稔
瑞宝双光章を授ける（各通）（二月五日）
大野　八郎
瑞宝単光章を授ける（二月九日）
久保　敬三
瑞宝小綬章を授ける（二月十二日）

官庁報告

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人石黒重徳は願により公証人を免ぜられた。

中井國緒は公証人に任命され、東京法務局所属公証人石黒重徳の後任を命ぜられた。（以上二月二十三日）

東京法務局所属公証人田口忠男は願により公証人を免ぜられた。

長野哲生は公証人に任命され、東京法務局所属公証人田口忠男の後任を命ぜられた。（以上二月二十五日）（法務省）

公告

諸事項

商業登記抹消公告

営業所　北海道旭川市一条通十一丁目右3号
商号　主婦の店

上記に係る昭和34年5月15日に登記した商号譲渡の登記は、商法第11条、商業登記法第28条及び同法第30条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者にした登記であり商業登記法第134条第1項第2号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第2項の規定により公告する。

平成27年3月11日　旭川地方法務局